

スマートフォン向け訪問サポート サービス利用規約 【現改比較表】 2023年10月1日現在

～2023年9月30日

2023年10月1日～

<p>第1条～第34条 (略)</p>	<p>第1条～第34条 (略)</p> <p>附則（令和5年9月12日 C A S企第000400001429-01 号） （実施期日） この改正規定は、令和5年10月1日から実施します。</p>
<p>仕様書 (略)</p>	<p>仕様書 (略)</p>
<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～10 (略)</p> <p>(消費税相当額の加算)</p> <p>11. 本規約により支払いを要するものと定められている料金等の額は、共通編もしくは別冊に定める料金表定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下、同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>12. 通則13の算定方法により支払いを要することとなった額は、共通編もしくは別冊に定める料金表に表示された額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下、同じとします。））の合計と異なる場合があります。</p> <p>13 (略)</p>	<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～10 (略)</p> <p>(消費税相当額の加算)</p> <p>11. 本規約により支払いを要するものと定められている料金等の額は、料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>12. 通則11の算定方法により支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。））の合計と異なる場合があります。</p> <p>13 (略)</p>
<p>第1表 (略)</p>	<p>第1表 (略)</p>